令和３年度事業報告書
（令和３年４月１日～令和４年３月３１日）

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
ＪＲＥＣＯ情報処理センター

法第７９条第２項に基づき、令和３年度のＪＲＥＣＯ情報処理センターの事業報告をします。

（１）情報処理業務の実施に関する事項

①情報処理業務の内容

令和３年度の年間登録件数と令和４年３月３１日現在の情報処理センターへの管理者・廃棄者、充塡回収業者の登録事業所数、機器管理番号（点検整備記録簿）発行数は次のとおりである。

・　登録件数（処理件数）　２，３２２件

令和３年度の登録件数は、長引くコロナ禍の影響もあり、前年度より少ない２，３２２件にとどまり、計画数値には大きく達しなかった。利用時期に関しては、年間を通して利用されているが、夏期及び３月の期末に利用の多いことがわかる。（添付資料Ａ）情報処理センター外では、定期点検と簡易点検の登録件数は、それぞれ１９，９０７件、２１３，０６６件であった。また、機器廃棄時の行程管理票の登録件数も６，９９６件で前年度より増加している。これら増加傾向から、管理者等のデジタル化への意識変化とともに法令で定める伝票類の電子化への移行が徐々に進んでいることがうかがえる。

・　登録事業所数

管理者・廃棄者　　１４，６１３
充塡回収業者　　２，２８１
（なお、充塡回収業者の場合、１事業所で複数の都道府県を登録している都道府県をそれぞれ個別に累計した場合は６，４０１）

・　機器管理番号（点検整備記録簿）発行数　　１８３，１７１
（参考：令和３年３月３１日現在は１５８，１７０）

②情報処理業務に関連する問い合わせ対応や事務処理について、適正に処理できる体制の構築と、効率的な実施

人員体制は、令和３年度事業計画の業務を遂行するために情報システム部３名体制としてシステムの適正な運用に当たり適切に対応した。また、情報処理センターの普

及啓発に係る広報活動を充実するため企画・調査部とも連携を図り、これに当たった。一日平均１０件前後ある電話やメールによる問い合わせについては、原則当日中もしくは翌日には回答を完了した。こうした日々の対応を通してノウハウの蓄積等を行い、マニュアルや利用ガイド類の作成、見直しを適宜行い当機構のホームページ上に公開し、ダウンロードもできるようにして利用者の便を図ってきた。また、フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイトを開設し、情報処理センター利用の普及・促進を図った。（添付資料Ｂ）

経理に関しては、預け金（ポイント）方式では情報処理センター利用のために預託された預かり金と情報処理センターの利用時に利用料金として当機構が収受した金銭、また、請求書による銀行振込（後払い）方式では情報処理センター利用に応じて発行する請求書に関する金銭徴収について、収支計画書に基づき適切に管理した。なお、令和３年度情報処理センター単体での収支実績は収益が上回る状態となっている。

（２）情報処理業務に用いる設備の維持及び更新の見通し

①機器更新や拡充等各種の機能改善の適切な実施

情報処理業務を実施するために必要な電子計算機その他の機器について、情報処理業務は事業計画内で推移したので、データ処理及びデータ容量には十分な余裕があり、機器の更新や拡充は行わなかった。現在のデータ容量の使用領域は３９ＧＢ（ＯＳなどを含む全使用容量）であり、自動拡張可能なストレージ容量６４ＴＢの０．０６１％である。

また、各種の機能改善については情報処理センターの利用者の利便性の向上や効率性を高めるため、次のようなシステム仕様の変更や追加を随時行い、継続的に改善を図り適切に実施した。

- ユーザー登録時の通知メール選択肢の拡充と効率化。
- プルダウンリストやクリックボタンの改善・配置見直しによる操作性の改善。
- Ｗｅｂコンテンツを管理するソフトウエアのバージョンアップによるセキュリティとパフォーマンスの向上。
- ＲＰＡを用いた利用企業既存システムとの連携により接続利便性の向上。

②システムの安定運用のための保守管理の実施

情報処理業務を実施するシステムは、安定した運用を図るために高いセキュリティで保護されたデータセンター内に構築し、外部からのアクセスは暗号化された通信手段やファイアーウォールによる接続制限を設けてある。

また、システム開発や維持管理業務は、外部委託による運用管理会社（専門業者）と連携し実施しており、開発内容や仕様変更など、不定期ではあるが２～３週に一度程度の情報交換を行っている。

具体的な取組としては、情報セキュリティの観点から、ＪＲＥＣＯからサーバーへ

の直接アクセスも行えない仕組み（アクセスはＷｅｂ経由のみ）となっており、万一ＪＲＥＣＯ内の情報機器に不正アクセスやウィルス感染が発生した場合でも、情報処理センターのシステムは隔離された環境としている。さらに、不具合発生時の対応やサーバーのＣＰＵ使用率によりシステム運用状況の監視も行った。

このように、システムの安定した運用については、令和３年度中は支障なく維持されてきた。

（３）その他必要な事項に関する事項

令和３年度は情報処理センターの認知度を上げ、利用の普及・促進を図るため下記の活動を行った。

- 情報処理センターの利用に関するＷｅｂ説明会を計１６回開催（参加者数４７７名）、他にも利用者の要請による個別Ｗｅｂ説明会を開催した。（添付資料Ｃ）
- ＨＶＡＣ＆Ｒ　ＪＡＰＡＮ　２０２２（第４２回冷凍・空調・暖房展）（令和４年２月１日から令和４年２月４日）にブースを出展し、情報処理センター利用の普及・促進活動、セミナー講演を実施した。（添付資料Ｄ）
- 分かり易い提案説明書を作成し、製造業者、スーパー等小売業者、食品加工業者、ビル管理会社、大学、病院をはじめとする潜在利用者１００社以上に個別に接触し紹介と説明を実施、また、関連団体及びその傘下の企業へ電話、メール等による周知、広報活動を実施した。
- 大手上場企業等にＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）としてフロン類の管理をＣＳＲ（ＥＳＧ）報告書に記載することを啓発した。また、法令遵守に関してＣＳＲ・環境関係の情報提供機関、弁護士事務所、ＩＳＯ審査機関と連携して周知活動を実施した。
- ホームページで利用者の法人名、ロゴマークの公開、事例等を紹介した。（添付資料Ｅ）
- 業界紙、関係団体（日設連・東冷協）会報に広告を掲載した。（添付資料Ｆ）
- フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイトの内容を拡充した。
- 国へ検討資料として、秘匿性を確保した形（統計データ）でデータを提供した。
- 情報処理センター利用者へ情報メールの発信、情報提供サービスの強化を図った。

［添付資料］

Ａ．情報処理センター利用実績

Ｂ．フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイト

Ｃ．令和３年度説明会

Ｄ．ＨＶＡＣ＆Ｒ　ＪＡＰＡＮ　２０２２展示会

Ｅ．利用法人名・ロゴマーク掲載

Ｆ．新聞広告（空調タイムス）、雑誌広告（冷凍空調設備、東冷協だより）

添付資料Ａ

情報処理センター令和３年度利用実績

令和３年度情報処理センター登録件数（充塡・回収）R3実績

４月	183
５月	123
６月	194
７月	212
８月	240
９月	233
１０月	121
１１月	131
１２月	161
１月	192
２月	171
３月	361
計	2,322

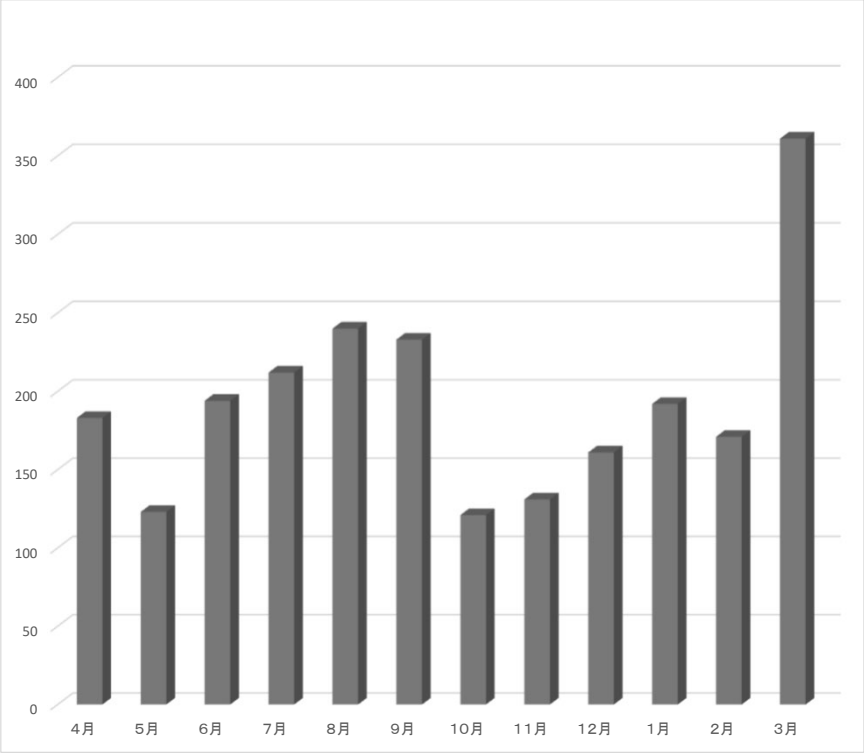

添付資料Ｂ

フロン排出抑制法及び情報処理センターに関する専用ポータルサイト （http://jreco-rams.jp/）

添付資料C

令和3年度 RaMS（冷媒管理システム）説明会

	開催場所（都市名）	開催日	申込数	定員数	受講者数計
1	東京都（Web生配信）	2021/5/12	47	40	40
2	東京都（Web生配信）	2021/6/17	54	40	45
3	東京都（Web生配信）	2021/7/28	38	40	39
4	東京都（Web生配信）	2021/9/2	31	40	43
5	東京都（Web生配信）	2021/10/6	30	40	28
6	東京都（Web生配信）	2021/11/9	52	40	52
7	東京都（Web生配信）	2021/12/9	52	40	50
8	東京都（Web生配信）	2022/1/18	43	40	42
9	東京都（HVAC&R展）	2022/2/1（午前）	―	25	8
10	東京都（HVAC&R展）	2022/2/1（午後）	―	25	6
11	東京都（HVAC&R展）	2022/2/2（午前）	―	25	10
12	東京都（HVAC&R展）	2022/2/3（午前）	―	25	6
13	東京都（HVAC&R展）	2022/2/3（午後）	―	25	12
14	東京都（HVAC&R展）	2022/2/4（午前）	―	25	15
15	東京都（Web生配信）	2022/2/24	47	40	42
16	東京都（Web生配信）	2022/3/30	41	40	39

添付資料 D

冷凍・空調・暖房 EXPO HVAC&R JAPAN 2022

日本語　ENGLISH

TOP　ご挨拶　開催概要　出展者情報　セミナー情報　企画・イベント　出展のご案内　過去開催内容　ロゴダウンロード

開催概要

展示会名称	HVAC&R JAPAN 2022（ヒーバックアンドアールジャパン） 第42回冷凍・空調・暖房展
会　期	2022年2月1日(火) ～2月4日(金)10:00～17:00（最終日は16:00まで）
会　場	東京ビッグサイト　東展示場1，2ホール
主　催	一般社団法人日本冷凍空調工業会
後　援	経済産業省（予定）
前回規模	出展者 210社/団体 802小間（2018年　※2020年は中止）
併催行事	HVAC&R JAPAN 2022 セミナー等
入場方法	事前登録制(無料)
協　賛 (予　定)	ウレタンフォーム工業会 一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構 高圧ガス保安協会 一般財団法人 省エネルギーセンター 一般財団法人 新エネルギー財団 一般社団法人 日本ガス協会 一般社団法人 日本ガス石油機器工業会 一般社団法人 日本機械工業連合会 日本チェーンストア協会 日本冷却塔工業会 一般財団法人 家電製品協会 公益社団法人 空気調和・衛生工学会 一般社団法人 建築設備技術者協会 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技 一般社団法人 全国スーパーマーケット協 一般社団法人 全国建設業協会 全国電機商業組合連合会 一般社団法人 ソーラーシステム振興協会 電気事業連合会 一般社団法人 電気設備学会 一般社団法人 電子情報技術産業協会 一般社団法人 日本エレクトロヒートセン 公益社団法人 日本空気清浄協会 一般社団法人 日本空調衛生工事業協会 一般財団法人 日本空調冷凍研究所 一般社団法人 日本建設業連合会 一般社団法人 日本産業機械工業会 一般社団法人 日本食品機械工業会 一般社団法人 日本自動車車体工業会 一般社団法人 日本自動販売システム機械工業会

来場される方へ

来場・カンファレンス
登録はこちらから
来場者マイページもこちらから

プレスの皆様へ

出展者専用WEB
はこちら

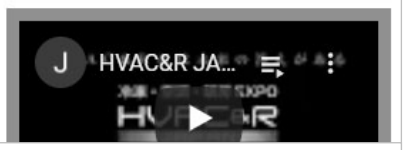

HVAC&R　JAPAN　2022　セミナー情報

2月4日（金）

13:00～13:45　講演 ⑨

フロン排出抑制法の遵守と電子管理ツールRaMSの活用

野口　周作

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構　企画・調査部　部長

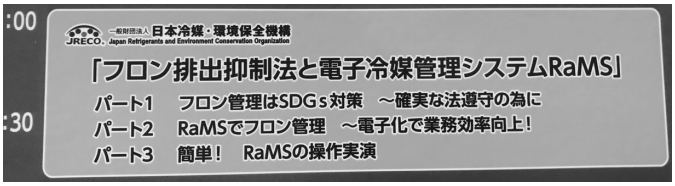

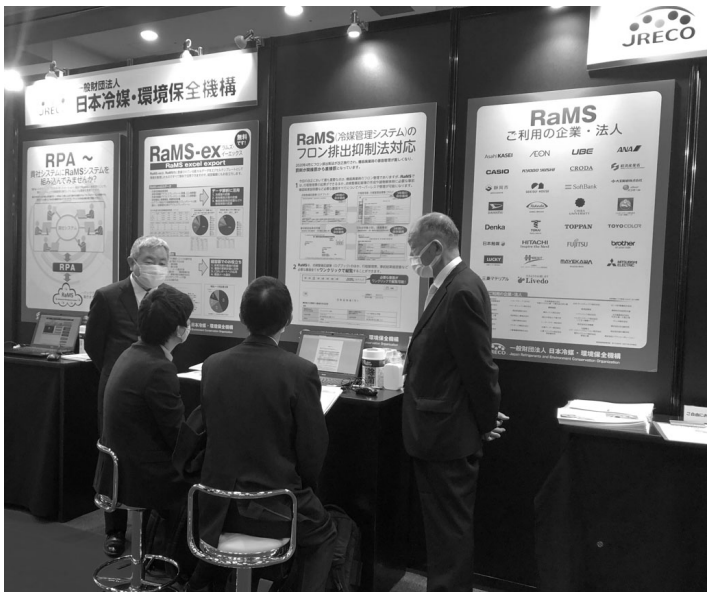

添付資料Ｅ

利用法人名・ロゴマーク掲載 （https://www.jreco.or.jp/rams_jirei.html）

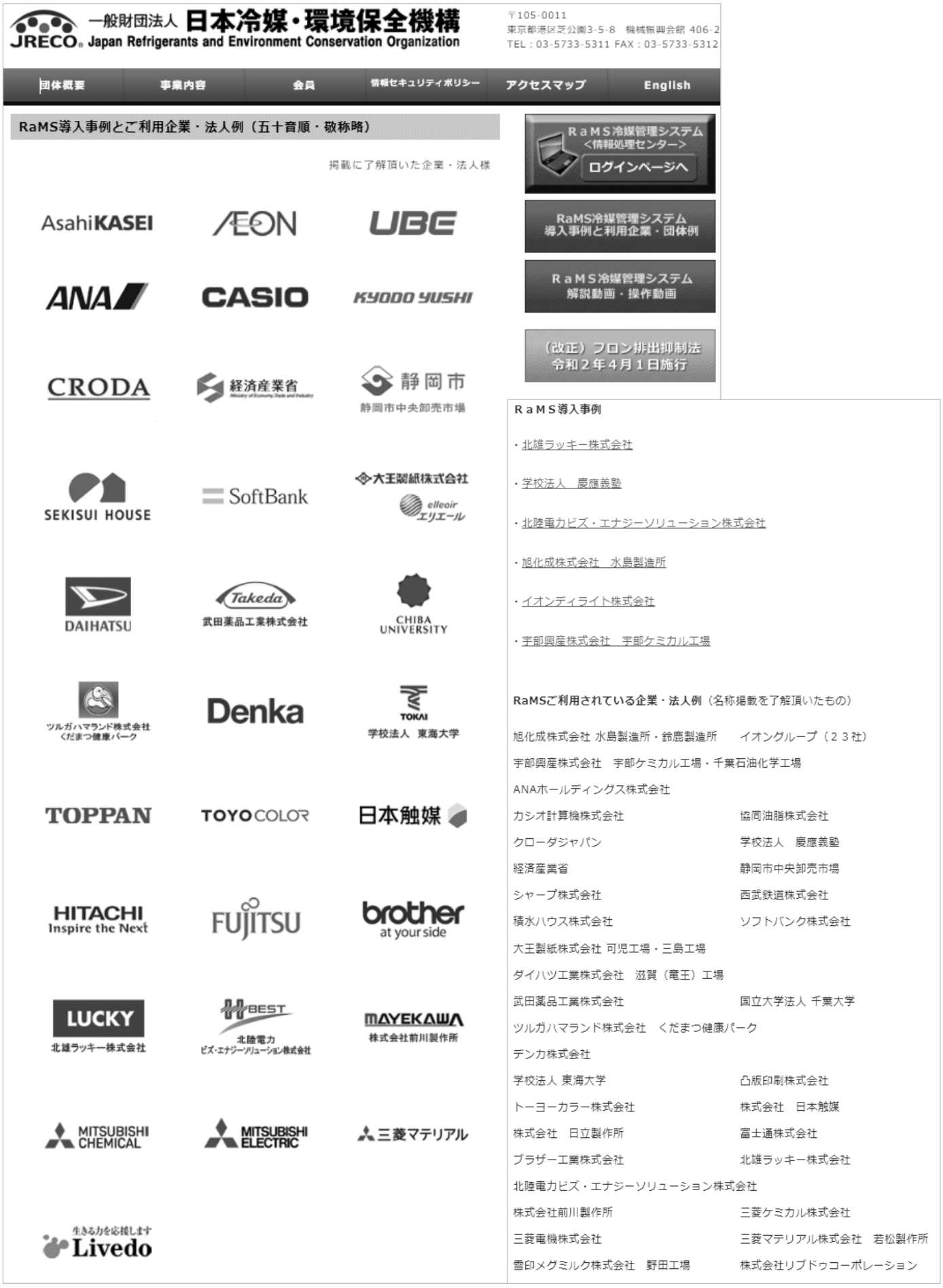

添付資料F

空調タイムス：2021年（令和3年）9月22日付け

2050CN実現を前提として

経産省と環境省　2050CNへ方向性と対策列挙
稼働時漏洩0へ　機器／管理者情報の登録制度も

今年5月に環境省フロン対策室と経産省オゾン層保護等推進室が公表した「代替フロン分野での2050CNに向けた取組の方向性について」では、2050年にCNを達成するための方向性と個別対策の例を挙げている。ここでは「考え得る方向性と対策を全て列挙」（オゾン層保護等推進室）しており、あえて現実的な実現可能性は考慮していないことに留意する必要がある。

その上で特筆すべきポイントを紹介すると、「蛇口」では方向性としてキガリ改正の着実な履行を掲げた。その過程で高GWP冷媒の供給が減少し、市中の冷凍空調機器の補充用冷媒が不足することが予期されるため、コールドチェーンの維持を含む社会的混乱の回避が不可欠と指摘。個別対策として、不足可能性のある冷媒とその使用機器を特定し、ドロップインやレトロフィットによる既存機器の冷媒転換の可能性も検討するとした。また再生冷媒を活用する上では、漏えいの徹底防止と効率的回収とをパッケージで考えることが、回収率向上の観点からも有効と指摘した。

「上流」では、グリーン冷媒機器の普及拡大を方向性として掲げた。グリーン冷媒の開発・実装支援を継続し、市場に適用可能な分野で自然冷媒の主流化を図ると同時に、超低GWP冷媒の開発を推進していく。また指定製品制度では25年度に目標値1500が設定されている業務用冷凍冷蔵機器の分野等で指定製品の追加を図る。同時に、既に目標を達成したルームエアコン（18年度に目標値750）の更なる深堀も図るとした。

「中流」では稼働時漏えいゼロを目指し、市中で稼働中の機器に対してIoT技術等を活用した漏えい検知の精度向上と共に、新規機器は漏えいを防止する技術的・制度的な対策を導入する。個別対策としては、漏えいを防止するための機器・配管設計の開発、施工技術の向上、また漏えい防止や漏えい箇所の早期発見に資する冷媒の開発を挙げている。またフロン排出抑制法の実効性向上のため、フロン機器の情報もしくは管理者情報の登録制度を創設・運用すること、また現状では他の業務と掛け持ちしていることも多い自治体のフロン法担当職員に対し、能力向上を図るキャパシティ・ビルディングも掲げている。

「下流」では回収率100%を目指し、冷媒の取り残しを最小限にするための技術を開発する。また補充用冷媒不足に備え、冷媒回収・再生・再利用のクローズド（漏えいさせない）な循環システムを構築する。個別対策としては、キガリ改正の段階的削減によりHFCの価格上昇及び再生冷媒の需要増加が見込まれるため、回収インセンティブ向上を図ることを挙げた。再生冷媒の活用と共に廃棄時・整備時の回収率向上が狙い。

今後、両省はこれらの取り組みについて、実現可能性や有効性を踏まえた上で、2050CNに向けて対策を強化していく。この秋には13年（平成25年）に法改正し、15年に施行したフロン排出抑制法について、施行後5年が経つ中でのフォローアップのための会議を両省合同で開催予定であり、そこでの成果や、また昨年の法改正の成果も踏まえ、取り組みを具体化していく構え。

このほか、フロン問題に対する国民理解の増進も、諸対策の実効性を高める上で、非常に重要なポイント。両省は今夏、国民に向けてエアコンや冷凍空調機器の点検をツイッターで呼び掛けたが、関係業界との連携を含む様々な方法を今後も模索していく。

顧客側システムとRaMSをRPAで接続
冷媒フロン、冷凍空調機器の「情報処理センター」を構築

作井　正人専務理事

フロン排出抑制法による"唯一の情報処理センター"として国に認められている一般財団法人日本冷媒・環境保全機構（JRECO、会長＝梅村博之氏、理事長＝是常博氏・三冷社社長、専務理事＝作井正人氏、事務局・東京都港区芝公園3−5−8）では、同機構が運営するフロン類や機器管理状況を瞬時・直接に把握できる同法遵守のクラウドシステム「RaMS（ラムズ）」を、顧客が既に導入・運用しているデジタル管理システムと、パソコンで行っている事務作業を自動化できるソフトウェアロボット技術「RPA」（Robotic Process Automation）を介して接続し、既存のデジタル管理システムの操作感を変えずにRaMS機能を利用できるようにすることで、冷媒フロンや冷凍空調機器の「情報処理センター」機能の利用とデータ構築を容易にする提案にも力を入れている。

バックグラウンド活用で操作感を変えずにRaMS機能が利用可能に

JRECO専務理事の作井正人氏は「様々な企業にRaMSをご提案する中で『既に当社にはデジタル管理システムがあり、これにRaMSを繋げるのは手間がかかる』といった声や、『RaMSは便利そうだが、複数の情報管理プラットフォームがあるのは面倒』といったご意見も少なからずある。RPAを介して既存のデジタル管理システムとRaMSと繋げれば、見た目には今までの操作感覚のまま、バックグラウンドでRaMSをエンジンとして利用することができる。これにより、既存システム上で『情報処理センター』機能および機器情報等のデータ構築が可能となる」と話す。

段取りとしては①RaMSと自社既存システムを接続するRPAツールを準備し、②RaMSを制御させるソフトウエアを構築する—というもの。RaMSのデータベースに自社既存システムを直接接続することはルール上不可であるため、RaMS「HTTPサーバ」とJRECOの承認によりつなぐ形となる（ここでRPAが必要）。こうすることで、顧客側の既存のデジタル管理システム上でRaMSがエンジンとして動作することが可能となる。特に自社のほかに多数の関係会社を持つ大企業では導入効果が大きく、実際にこの方法でRaMSを利用しているユーザーもある。企業によっては、関係会社単位あるいはドメイン（事業領域）単位で専用の情報管理システムを構築していることも少なくなく、特に親会社やホールディングス会社の情報管理部門の作業数を増やし勝ちである。RPAを介したRaMS利用であれば、それぞれが普段使い慣れているシステム上で作業すれば良くなるため、入力や情報の取りまとめにかかる作業数は大幅に減らせる。

登録冷凍空調機器数は10万台を突破

RaMSの利用者数は一段と増加中だ。同クラウドシステムの登録件数（稼働中冷凍空調機器数）は昨年9月末時点で10万台の大台を突破したが、その後も登録ペースは勢いを維持している。

JRECOでは改正フロン排出抑制法と「RaMS」の認知度が高まってきた結果であるとし、新型コロナウイルス感染禍で急速に進むデジタルトランスフォーメーション（DX）の動きに対して『DX推進に資する『攻略アプリ』としての『RaMS』の有効性」を、会場集客型説明会に替わるWEBセミナー（ウェビナー）等のIT・デジタル技術を駆使しながら市場に強く訴え、一挙に業界標準化を果たしたい考えだ。

RaMS支持が一段と拡大している要因には、機能・性能のほかに、情報の保護に関わる安全性の高さが抜きん出ている点を挙げる声は多い。現在、フロン法対応の他のクラウド型冷媒管理システムには「基本機能利用だけなら無料」というものもある。利用に費用がかかる分RaMSは不利となるが、フロン法によって認められた唯一の"情報処理センター"であるJRECOの基幹システムであるRaMSには、厳しい情報守秘義務が法的に課されており、安全性という意味で他の追随を許さない。国の学校空調設置促進事業の結果、管理対象数が数十台から2千台弱へと一挙に増えたあるユーザーも「メーカー色に染まらず、汎用的で、かつ、使いやすいシステムであることが導入の決め手になった」と話している。

JRECO　自然冷媒低温機器の導入補助金
前年繰越分加わり異例の推移

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構（JRECO、会長＝梅村博之氏、理事長＝是常博氏、専務理事＝作井正人氏、事務局・東京都港区芝公園3−5−8）は、環境省から令和3年度の当初予算並びに令和2年度の繰越予算による二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱フロン・低炭素社会の早期実現のための省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業）の交付決定を受け、交付を受けた補助金を財源として、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、並びに食品小売店舗におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器の導入事業に要する経費に対して、当該経費の一部を補助する事業を実施している。

■□■

本事業はエネルギー起源CO_2の排出抑制及び温室効果ガスであるフロン類の排出抑制のため冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗でのショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器を導入する事業に要する経費の一部を補助するもの（補助率3分の1以下）。

補助金予算の範囲で補助事業を選定し補助金を交付するが、要件に適合する提案でも、応募内容によっては補助額の減額・不採択とする場合もある。なお、令和2年度の繰越予算による公募は既に終了している。

本事業の実施期間は原則として、交付決定日以降から令和3年度内（事業（支払）完了2月末まで）に完了する事業。現在は令和3年度の第三次公募として、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、並びに、食品小売店舗におけるショーケースその他の省エネ型自然冷媒機器の導入補助事業への申請を募っており、公募締切は9月末となっている。

JRECOでは「当該事業においては、補助対象案件に係る工事の完了時に現地へ赴き設置状況等の確認を行っており、例年ならば、年度末の第4四半期が多忙となるが、今年度は第2四半期から現地調査が増えるという異例のパターンになっている。導入先としては冷凍冷蔵倉庫とコンビニエンスストアが多い。今年度の申請事業が急増しているのは、昨年度に設備投資を控えるケースが多かった影響が現れたのではないか」と話している。

冷媒フロン類取扱技術者・RRC認定冷媒回収技術者登録講習会
感染禍に対応しつつ開催

日本冷媒・環境保全機構、日本冷凍空調設備工業連合会、日本冷凍空調工業会の3団体は、新型コロナウイルス感染禍の長期化を踏まえ、冷媒フロン類取扱技術者講習（第一種・第二種、新規資格取得講習会）、RRC認定冷媒回収技術者登録講習会について、新型コロナウイルスの感染症予防対策を講じたうえで開催する形を採用している。

具体的な感染予防対策としては①講習会当日に発熱等の風邪症状がみられる受講者は受講を見合わせる（状況により受講を断る。なお、本来ならば、欠席扱いで、受講料を全額徴収するところだが、一部手数料［税込5千200円］と返還に係る費用を差し引いた額を返金する）、②講習会場に来場するにあたっては、マスクの着用（マスクがないと受講できない）、咳エチケットや手洗いなどの実施への協力（会場にはアルコール除菌液等を準備済。運営スタッフ及び講師もマスクを着用する。受付時に検温を実施し37・5℃以上の場合は会場での受講を断る場合もある）、③受講にあたっては、マスクの着用・手指の消毒・咳エチケットの励行など感染症予防対策に協力し、講習中はもとより、休憩中の会話は、飛沫感染防止のため、極力控えるよう協力する、④講習会場では、状況により窓等を開放し自然換気を行う場合があり、冷暖房効果が損なわれることがあるため衣服対策等を行う、⑤受講者数を制限して可能な限り受講者間の距離を確保する（休憩時間中も一定の距離を保つ）、⑥万一、受講者の感染が確認された場合で、各自治体の保健所等にて、他の受講者が濃厚接触者に該当すると判断された場合、受講者の連絡先等の情報提供が要請される場合がある旨の事前告知—などが挙げられる。

また、冷媒フロン類取扱技術者更新講習（第一種・第二種）に関しては、冷媒フロン類取扱技術者更新講習　第一種・第二種冷媒フロン類取扱技術者証について、7月以降も特別措置による更新を認める期間を延長している。新型コロナウイルス感染禍の長期化に伴い、緊急事態宣言の発出など行政措置が強化されていることを踏まえてのもの。

冷媒フロン類取扱技術者更新講習会は現在、感染予防の観点から、更新講習会を受講せずに、特別措置にて開催している。JRECOを含む3団体は、7月以降も特別措置で更新を認める期間を再延長し、12月31日まで特別措置で開催することを決めている。

今年度ここまでの受講者（新規取得、更新）状況は、新規講習会が1千414名（計画値比140・34%）、更新講習会が4千986名（同43・4%）。JRECOでは「更新講習会については、申し込みが遅れた方も多々見受けられた。同じく1年間有効期限を延ばした本年12月31日有効期限で未更新の方には、葉書で更新のお知らせを送付したが、できるだけ早く申し込んで頂きたい」と話している。

令和2年4月に改正フロン排出抑制法が施行されました。

RaMS利用で 企業価値UP!

①今回の法改正では、フロンを含む機器を廃棄する際の規制が一段と厳しくなっています。
②書面の管理・保存が厳しく求められ、間接罰から直接罰化がなされています。
③RaMSはフロン機器の管理支援ツールとして法改正にも対応し、ペーパーレス化や事務作業の省力化に貢献します。

(一財)日本冷媒・環境保全機構はRaMSを運営提供するとともに、「フロン排出抑制法」(第76-85条)に基づき、
経済産業省・環境省から「情報処理センター」として指定されています。

RaMSは2011年よりフロン法の変遷に電子的に対応し
2020年の改正法にも完全に準拠します！

RaMS（冷媒管理システム）に関してのお問い合せは

一般財団法人日本冷媒・環境保全機構
JRECO Japan Refrigerants and Environment Conservation Organization

電話 (03)5733-5311 月〜金曜日(祝・祭日除く)(9:00〜17:00)
URL http://www.jreco.or.jp

冷凍空調設備：２０２１年１２月号

RaMS（ラムズ）利用で企業価値UP！

RaMSで冷媒管理！
書類保存が確実！
クラウド管理なので安心です！

（一財）日本冷媒・環境保全機構はRaMSを運営提供するとともに、「フロン排出抑制法」（第76-85条）に基づき、経済産業省・環境省から「情報処理センター」として指定されています

「フロン排出抑制法」に準拠した冷媒管理で地球環境の改善に貢献する環境先進企業へ

デジタル化推進

デジタル化により、紙媒体をなくし、機密情報も安全に保管することが求められています。またドキュメントの電子化で、業務効率化やコスト削減ができます

地球温暖化防止

フロン類は、地球温暖化をもたらす温室効果ガスの中で二酸化炭素（CO_2）に比べ最大1万5千倍も影響があり、適正管理が必要となります

ISO14001 対応

ISO14001活動を行う中で「環境側面」として「フロン排出抑制法」対応にRaMSを利用することで効率的な管理が可能になり、審査時のエビデンスとなります

CSR 推進支援

CSRレポート・環境報告書は、法令順守、自主活動を通じ、企業の社会的責任の遂行状況を対外的に開示するものとして作成、発行が求められています

●JRECO 冷媒管理システム　RaMS（ラムズ）のお問合せ先

JRECO®
一般財団法人　日本冷媒・環境保全機構　企画・調査部
電話：03-5733-5311　E-mail：contact@jreco.or.jp
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 406-2

東冷協だより：２０２１年１２月号

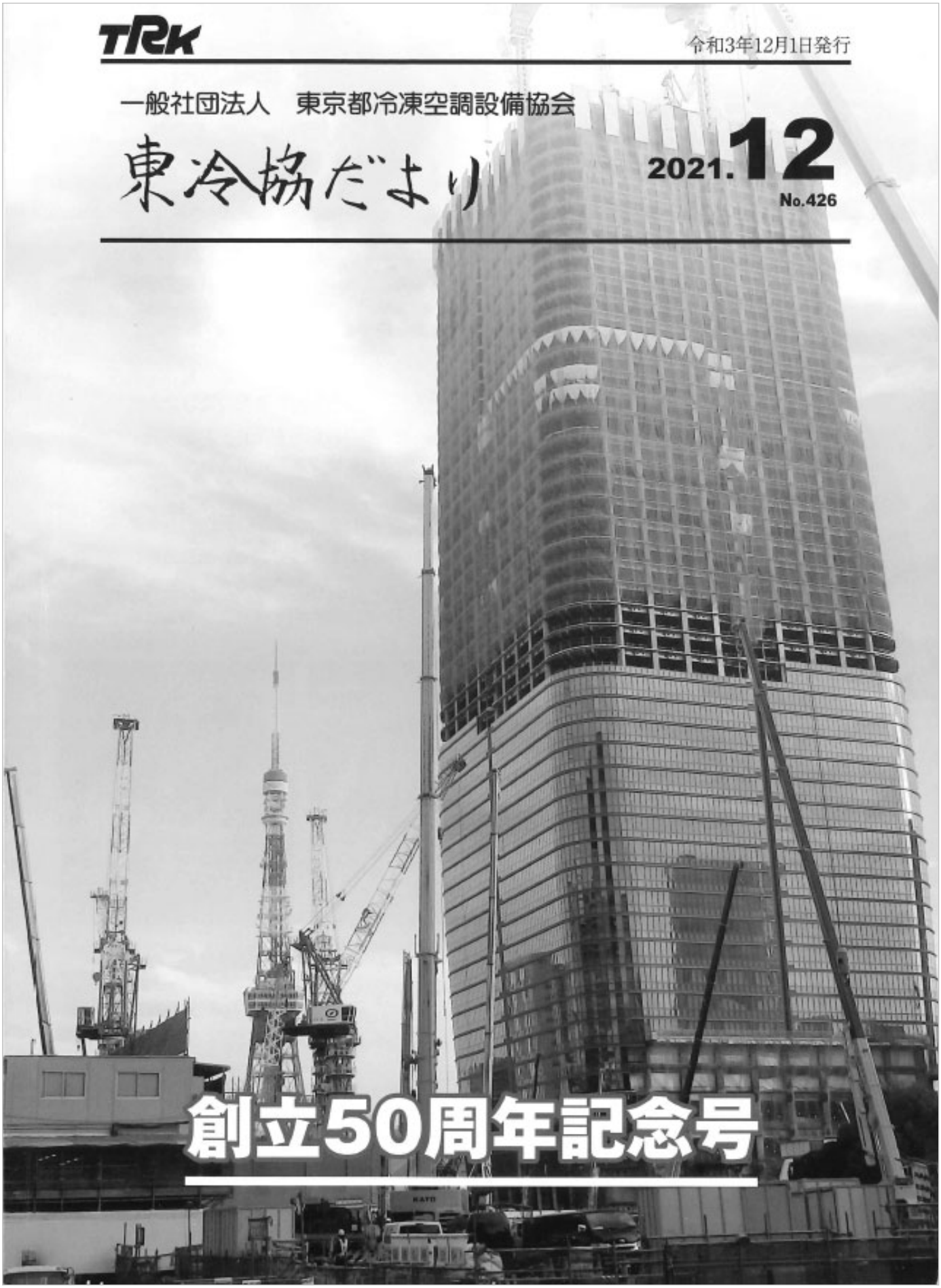

RaMS（ラムズ）利用で企業価値UP！

RaMSで冷媒管理！
書類保存が確実！
クラウド管理なので安心です！

（一財）日本冷媒・環境保全機構はRaMSを運営提供するとともに、「フロン排出抑制法」（第76-85条）に基づき、経済産業省・環境省から「情報処理センター」として指定されています

「フロン排出抑制法」に準拠した冷媒管理で地球環境の改善に貢献する環境先進企業へ

デジタル化推進

デジタル化により、紙媒体をなくし、機密情報も安全に保管することが求められています。またドキュメントの電子化で、業務効率化やコスト削減ができます

地球温暖化防止

フロン類は、地球温暖化をもたらす温室効果ガスの中で二酸化炭素（CO_2）に比べ最大1万5千倍も影響があり、適正管理が必要となります

ISO14001 対応

ISO14001活動を行う中で「環境側面」として「フロン排出抑制法」対応にRaMSを利用することで効率的な管理が可能になり、審査時のエビデンスとなります

CSR 推進支援

CSRレポート・環境報告書は、法令順守、自主活動を通じ、企業の社会的責任の遂行状況を対外的に開示するものとして作成、発行が求められています

●JRECO 冷媒管理システム　RaMS（ラムズ）のお問合せ先

JRECO®
一般財団法人　日本冷媒・環境保全機構　企画・調査部
電話：03-5733-5311　　E-mail：contact@jreco.or.jp
〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 406-2

添付資料２

収支決算書（令和3年度決算）
（情報処理センター）

自　　令和　3年　4月　1日
至　　令和　4年　3月31日

一般財団法人　日本冷媒・環境保全機構

東京都港区芝公園3－5－8
機械振興会館406－2

貸借対照表

令和４年３月31日

情報処理センター(指定法人)

その他会計　　（単位:円）

科　　目	令和３年度決算
Ⅰ　資産の部	
１．流動資産	
現金預金	262,666
流動資産合計	262,666
２．固定資産	
ソフトウェア	0
固定資産合計	0
資産合計	262,666
Ⅱ　負債の部	
１．流動負債	
預り金	100,936
その他	4,629,139
流動負債合計	4,730,075
負債合計	4,730,075
Ⅲ　正味財産の部	
１．指定正味財産	0
２．一般正味財産	▲ 4,467,409
正味財産合計	▲ 4,467,409
負債及び正味財産合計	262,666

正味財産増減計算書

令和３年４月 1日から令和４年３月31日まで
情報処理センター(指定法人)

その他会計　　（単位:円）

科　　目	令和３年度決算
Ⅰ　一般正味財産増減の部	
１．経常増減の部	
(1) 経常収益	
事業収益	267,300
経常収益計	267,300
(2) 経常費用	
事業費・管理費	
人件費	36,939
委託費(サーバー使用料、システム保守費)	0
システム開発引当金繰入額	0
減価償却費	0
賃借料（事務所費等）	0
旅費、交通費	14,280
通信運搬費	3,140
印刷製本費	5,458
広報費（パンフレット作成費）	0
銀行口座手数料	1,463
会議費・研修費	0
消耗品費・消耗什器備品・修繕費	0
租税公課その他	74,190
経常費用計	135,470
評価損益等調整前当期経常増減額	135,470
評価損益等計	0
当期経常増減額	131,830
２．経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
税引前当期一般正味財産増減額	131,830
法人税・住民税及び事業税	0
当期一般正味財産増減額	131,830
一般正味財産期首残高	▲ 4,599,239
一般正味財産期末残高	▲ 4,467,409
Ⅱ　指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
Ⅲ　正味財産期末残高	▲ 4,467,409